

第1回 準特定地域 小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成26年2月28日（金）
小樽市役所消防庁舎6階講堂

【小樽ハイヤー協会専務】

只今より、仮称でございますが、第1回準特定地域 小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会 を開催いたします。

始めにお願いですが、本日の冒頭をお願いしましたとおり、報道関係の皆様におかれましては、議事に入るまでとさせていただきます。退室につきましては、ご案内をさせていただきます。

また、オブザーバーの方の発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

議事が前後しますが、本協議会の委員につきまして、タクシー特措法の改正により、これまでの構成員から札幌運輸支局長を除いた13名中、空席となっている1名を除き、全員が出席されております。

なお、構成員等の要綱変更につきましては、これからの、議事の中で承認をいただきたいと思っております。

また、本協議会の役員が選任され、議事進行の体制が整うまでの間、事務局において進行させていただきます。

まず最初に、仮称となっております協議会の名称につきまして、資料のタイトルにもありますとおり「第1回準特定地域小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会」としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（全員が賛成）

それでは、「第1回準特定地域小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会」を進めてまいります。

議題の2.（1） 会長選出について

国土交通省から会長は学識者が望ましいとの助言をいただいております。

事務局よりあらかじめ、ご依頼をさせていただきました、札幌大学経営学部教授の 千葉 博正先生にお願いをしたいと思っておりますが、委員の皆様如何でしょうか。（異議なし）
承認いただき ありがとうございます。

次に、議題の2.（2） 会長挨拶について 千葉先生 よろしく願いいたします。

※（千葉先生からの挨拶、加藤専務の事務局長への指名）

千葉でございます。皆様のご協力をいただきながら、本協議会を今後も円滑に運営していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の2.（3）事務局長指名 につきましては、設置要綱に基づき会長

が指名することとなっております。さきほど、会長より指名のありました、小樽ハイヤー協会の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、報道関係の方にご案内いたします。

これから、議事となりますので、あらかじめご案内いたしましたとおり、これをもちまして、報道機関の方にはご退席いただきますようお願いいたします。(報道機関退室)

続きまして、議題の2.(4) 議事 に入ります。ここからは、会長の千葉先生に進行をお願いいたします。

千葉先生、よろしくお願いいたします。

【千葉会長】

それでは、議事に入ります。

(4) 議事の①協議会設置要綱の改正について、事務局からお願いします。

【加藤事務局長】

本件について、これまでの協議会からの変更となる関係上、運輸局から説明をいただくこととしております。よろしくお願いいたします。

【支局 工藤】

私からご説明いたします。この度の法改正により、特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方、いわゆるガイドライン通達が発出されており、この通達にありますモデル要綱 ひな形に合わせた変更を行っています。

主な変更点では「第4条 協議会の構成員」について。この変更につきましては、先般「書面協議」という形で皆様にお伺いしており、現行の協議会が改正法に基づく協議会とみなされるための変更です(協議会への加入・脱退の自由)。

次に「第5条 協議会の運営」ですが、原則として会長は、開催に当たって事前の公表を行うこと。やむを得ない場合に限り「書面協議」を認めたことなどがあります。

【千葉会長】

只今、事務局より説明のありました協議会設置要綱の改正について、ご意見はございませんか。意見がある場合は挙手をお願いいたします(意見なし)。

協議会の最後に、あらためて全体をとおしての確認をいたしますので、次の議事に進みます。

(5) 議事 ②消費税改定に伴う公定幅運賃について、事務局より 説明 お願いします。

【加藤事務局長】

公定幅運賃制度の導入と言うことで、協議会として意見を提出する上での理解度を深めるため、運輸局から説明をいただくこととしております。

よろしくお願いいたします。

【支局 工藤】

新たな運賃制度である「公定幅運賃」について、ご説明いたします。

この運賃は、特定（準特定）地域に指定された場合、協議会の意見を聞き公定幅運賃を指定することになります。範囲の基準は現在の自動認可運賃と同様で、従来の認可制から事前届出制となっています。なお、公定幅運賃以外の運賃設定は、変更命令の対象となります。

公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃ですが、タクシーの基本運賃（距離制・時間制）、2時間以上の契約や専属契約で運行するハイヤー以外の運賃、原価計算対象事業者の総利用者数の2分の1以上の利用者が対象となる割引を含む基本運賃、施設間の移動又は一定のエリア内への定額運賃です。なお、運賃変更命令の発令基準を資料に載せておりますが、しかるべき指導を行った上で、命令を発動することとなります。

また、消費税の転嫁方法ですが、現行の自動認可運賃に消費税増税分を転嫁することとなります。転嫁方法は、現在の運賃額に直接転嫁する「金額方式」を基本としていますが、地域の意見があれば、初乗運賃額は変えずに、初乗距離を短縮する「距離方式」も認めることとしています。当協議会で、どちらか一方を選択することになります。

資料として、金額方式、距離方式それぞれの公定幅運賃の運賃表を付けています。

最後になりますが、当協議会での消費税転嫁における金額方式、距離方式の意見についてであります。

時間制運賃の加算短縮、初乗短縮などは、自動認可運賃の制度上では事業者の判断で出来ましたが、公定幅運賃では基本的には出来ません。設定をしたい場合は協議会意見として要望をしていただく必要があります。

なお、公定幅運賃は明日3月1日公示となります。諸般の事情によりまして、意見集約日ギリギリの協議会開催となったことについて、お詫びいたします。

【千葉会長】

只今、事務局より説明のありました公定幅運賃に関して、ご意見はございませんか。意見がある場合は、挙手をお願いいたします。

【小樽ハイヤー協会 吉野委員】

消費税の転嫁方法について、協会としては利用者にわかりやすい転嫁方法が良いと考える。やはり利用者には値段での提示が一番わかりやすいと考える。なお、消費税を転嫁すると利用者からしてみると値上がりしたと感じ、財布の紐が固くなってしまうので今後はサービスの向上がより一層必要になってくると考える。

【全自交小樽 武内委員】

私達は乗務員の生活向上を考える必要があるので、今現時点の金額に消費税を転嫁し

た金額にするのは反対である。できることであれば上限運賃の1.4km550円にしてもらいたいと考える。

【小樽ハイヤー協会 吉野委員】

最初に発言した私の説明不足だったかもしれませんが、上限運賃には幅があり、各事業者はその幅の中でどれにするか任意に決めて申請することができます。したがって、全事業者が必ずしも下限運賃にするという訳ではないです。最近は燃料等の値段が上がるなどの背景があるので、幅の中でどれを選択するかは事業者判断になります。

【全自交小樽 武内委員】

わかりました。

【小樽消費者協会 星委員】

私は海外生活が長かったのだが、小樽駅前の混雑は他の国に比べると目に余るものがある。この点について、タクシー業界は行政に対して何か働きかけ等はしているのか。

【加藤事務局長】

協会としては青写真を作成し、仙台市のように綺麗にしようとしたのだが、予算の関係で中止になってしまったという経緯がある。他にも、協会としては担当者を2名決めて駅前の通行整理や放置自転車等の整備を行っている。しかし、小樽駅前の裏の土地は余市町所有の土地のため、なかなかすぐに解決することができないのが実情である。

【小樽消費者協会 星委員】

わかりました。

【全自交小樽 武内委員】

せっかく運輸支局の方がいらっしゃっているので、この機会にちょっと運転代行について2、3聞きたいことがある。運転代行の場合、お客様から連絡があった際、必ず営業所から出庫しなければならないことになっているのか。また、法的には営業所から出庫しなければならないというような規程はあるのか。

【支局 工藤】

特にそういった決まりや法的規制はありません。

【全自交小樽 武内委員】

では、繁華街等で客待ちというか、営業所以外の所で車を駐車し、営業からの配車の予約が入ったら、そこからお客様の所に向かっても良いのか。

【支局 工藤】

それについても特に規制等はない。但し、駐停車禁止場所などでは道交法上認められません。

※協議会終了後、工藤より、運転代行については警察（公安委員会）との共管であること。いわゆる「A～B間輸送（白タク類似行為）」については、従前から厳正に対処していることを、武内委員に説明した。

【全自交小樽 武内委員】

その点についてはわかった。では、次はタクシーメーターについて聞きたいことがある。タクシーメーターは一度支払いボタンを押した場合、その後車両が動いたとしてもメーターは回らないのか。メーカーによって違いはあるのか。

【支局 工藤】

タクシーメーターの詳細な仕組み等についてはわかりません。そのような詳細な機能についてはメーカーに聞いてもらう必要がある。

【全自交小樽 武内委員】

今回私がこのような事を聞いたのには理由がある。小樽市内のタクシーを見ているとメーターを支払いの状態にしたまま走っている事業者が見受けられる。協会はそういった行為を現認ないしは黙認しているのではないか。そういった事業者に対してはちゃんと指導等を徹底すべきと考える。

【加藤事務局長】

理事会などの場で意見が出ていることはそのとおり。現認もしている（されている）ので、今後は適正化に向けて意思統一を図っていく。

※支局長より メーター不倒是明らかに違法行為であり、確認された場合は処分対象となる旨を、協議会終了後、加藤専務に説明した。

【千葉会長】

今回の協議会の争点は、公定幅運賃に関し「金額方式」にするのか「距離方式」にするのかについてであるので、その点について確認をしたい。利用者にわかりやすいような転嫁方法が良いという意見があったので、距離方式ではなく、金額方式がみなさんの意見に沿うのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

特に意見等は無いようですので「金額方式」ということで決定したいと思います。

加藤事務局長、意見書の提出をお願いします。

全体の議事を通して、ご意見などを伺います（意見無し）。

では、意見等無いようですので、進行を事務局にお返しいたします。ご協力をいただき

きましてありがとうございました。本日の議事概要は、後日、北海道運輸局札幌運輸支局のホームページ上で公開されますので、各委員の皆様のご了解をお願いいたします。

【加藤事務局長】

千葉会長におかれましては、議事の円滑な進行 誠にありがとうございました。

また、各委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご討議いただき、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。引き続き皆様のご支援、ご協力方よろしくお願いいたします。

それでは本日の小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会はこれで終了としたいと思います。みなさま本日はお疲れ様でした。